

表① 税理士による無料税務相談および税務署による申告相談日程表

月/日	会場	相談時間	対象
2月16日(水)	役場2階 大会議室	9:30～16:00	・営業所得のある方、青色申告をされる方 ・住宅借入金特別控除の適用を受ける方
2月17日(木)	役場2階 大会議室	9:30～16:00	・譲渡の申告をされる方 (土地、建物や株式など) ・相談内容の複雑な方

※上記申告相談には、当日午前8時から配布の「入場整理券」が必要です。入場整理券の配布状況に応じて、相談を受け付けできない場合がありますので、ご了承ください。
※2月21日(月)、22日(火)には、御浜町役場3階くろしおホールでも無料申告相談が行われますので、ご利用ください。

表② 確定申告、町県民税申告相談日程表

月/日	会場	受付時間	対象
2月18日(金)	阪松原生活改善センター	9:30～11:30	阪松原
	桐原生活改善センター	13:30～16:00	桐原上、桐原下
2月21日(月)	大里多目的集会施設	9:30～11:30	津本、永田、小畑
		13:30～16:00	大里西、大里東
2月22日(火)	平尾井高齢者生産活動センター	9:30～11:30	平尾井西、平尾井東
		13:30～16:00	井内
2月24日(木)	役場2階 小会議室	9:30～11:30	鶉殿
		13:30～16:00	全地区
2月25日(金)	役場2階 小会議室	9:30～11:30	鶉殿
		13:30～16:00	全地区
2月28日(月)	上地多目的集会施設	9:30～11:30	上地
	飯盛多目的集会施設	13:30～16:00	飯盛
3月1日(火)	北檜杖多目的集会施設	9:30～11:30	北檜杖、瀬原
	飛雪の滝キャンプ場	13:30～16:00	浅里
3月2日(水)	鮎田構造改善センター	9:30～11:30	鮎田
	高岡防災センター	13:30～16:00	高岡
3月3日(木)	役場2階 小会議室	9:30～11:30	鶉殿
		13:30～16:00	全地区
3月4日(金)	役場2階 小会議室	9:30～11:30	鶉殿
		13:30～16:00	全地区
3月7日(月)	役場2階 小会議室	9:30～11:30	鶉殿
		13:30～16:00	全地区
3月8日(火)	下り場集落センター	9:30～11:30	下り場
	上野農事集会所	13:30～16:00	上野
3月9日(水)	中村多目的集会施設	9:30～11:30	中村
	成川生活改善センター	13:30～16:00	下地
3月10日(木)	神内構造改善センター	9:30～11:30	神内
		13:30～16:00	
3月11日(金)	井田公民館	9:30～11:30	茶屋地、馬場地、地下
		13:30～16:00	
3月14日(月)	役場2階 小会議室	9:30～11:30	全地区
		13:30～16:00	
3月15日(火)	役場2階 小会議室	9:30～11:30	全地区
		13:30～16:00	

※近くの会場で受けられない方は、紀宝町役場で行う『全地区』の日にお越しください。
(紀宝町役場では、『全地区』の日程以外は申告相談はできません。)
※新型コロナウイルス感染症予防の観点から、所得がなかった方や自分で申告が可能な方は、郵送または、e-Taxでの提出をお願いします。

申告の際に必要なもの

申告に必要な書類は忘れずにお持ちください。書類が揃っていないと受け付けできないことがあります。

1 本人確認のために必要な書類 ▶必須

例1 または例2のとおり準備してください。なお、被扶養者分については通知カードのみで結構です。

【例1】 マイナンバーカード
(個人番号カード)



【例2】 通知カード+身分証明書
(運転免許証、健康保険の被保険者証など)



2 令和3年中の所得がわかるもの ▶必須

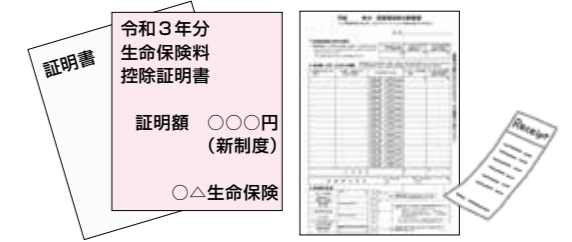


- ◎源泉徴収票、給与明細書または事業主の証明書
- ◎公的年金などの源泉徴収票
- ◎生命保険の満期返戻金(一時金)や個人年金の受取通知書や支払証明書など
- ◎シルバー人材センターでの収入がある方は配分金支払証明書
- ◎事業所得・不動産所得などに関しては收支内訳書など(事前に帳簿や領収書などの集計を行い、必ず收支内訳書を作成してお越しください)

3 確定申告のお知らせハガキまたは、前回の確定申告書の控え

※お持ちの方はご持参ください。

4 控除される額を証明するもの



- ◎国民年金保険料・生命保険料・個人年金保険料・介護医療保険料・地震保険料などの支払証明書
- ※国民年金保険料は日本年金機構が発行する「社会保険料(国民年金保険料)控除証明書」を添付する必要があります。
- ◎医療費控除の適用を受ける方は、医療費控除の明細書(医療保険者から交付を受けた医療費通知がある場合は医療費通知を添付することによって医療費控除の明細書の記載を簡略化することができます)
- ※医療費控除の明細書をあらかじめ作成してお越しください。
- ◎障害者控除の適用を受ける方は、障害者手帳、療育手帳、または役場福祉課発行の証明書(65歳以上の方で障がい者に準ずるとする要介護認定を受けている方)
- ◎寄附金控除の適用を受ける方は、寄附をしたときの領収書・証明書

5 還付申告で必要なもの

ご本人名義の預金口座番号のわかるもの



◆給与所得控除・公的年金控除から基礎控除への振り替え
令和3年度(令和2年分)以降の給与所得控除・公的年金等控除が一律10万円引き下げられ、基礎控除額が10万円引き上げられています。
この変更に伴い、扶養親族となるための所得金額要件が見直され、10万円引き上げられています。

◆ふるさと納税ワンストップ特例制度を利用の方へ
確定申告が不要な方がふるさと納税を行った場合、確定申告をせずに、所得税のふるさと納税の寄附金控除を町県民税で受けられる制度があります。
この制度は確定申告をしないことが条件となります。制度を利用した方が確定申告書を提出した場合、特例制度は受けられませんのでご注意ください。

▼詳しくは、役場税務住民課(☎333-0337)までお問い合わせください。